第106号様式　鉱産税更正・決定通知書

(表)　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　(裏)

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所氏　　　　名　殿年　　　月　　　日小野町長　氏　　　　名　 | 　 | 鉱産税更正(決定)通知書(　　月分) |
| 　 | 第　　号 | 住所 | 　 | 　 |
| 氏名 | 　 |
| 区分 | 金額 | 摘要 |
| 鉱産税 | 円 | 　 |
| 既に納付の確定した税額 | 円 | 　 |
| 不足税額 | 円 | 　 |
| 過少・不申告加算金 | 円 | 　 |
| 重加算金 | 円 | 　 |
| 納付すべき合計額 | 円 | 　 |
| 指定納期限 | 　年　月　日限り | 納付場所 | 　 |
| 月分の鉱産税申告納付分を上記のとおり更正(決定)しましたから指定期限まで納付して下さい。不足税額については、申告納付すべきであった期限の翌日から納付の日までの期間に応じ不足税額100円(1,000円未満の端数は切り捨てる)につき1日4銭(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭の割合で計算した延滞金を加算して納めて下さい。この通知書に記載された事項について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、小野町長に審査請求をすることができます（なお、その期間内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。　また、処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。その場合において、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、小野町を被告として（訴訟において小野町を代表する者は、小野町長となります。）、提起しなければなりません（なお、その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。(1)　審査請求をした日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。(2)　処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。 |